

# 平成30年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（内閣官房）

## ○ 内閣官房全体における取組

- ・ 杉田内閣官房副長官から幹部職員宛てにメッセージを発信
- ・ 超過勤務縮減に向け、早期退庁の定期的な呼びかけや超過勤務予定の事前把握の徹底等を実施
- ・ フレックスタイム制度の普及促進
- ・ テレワークの周知・利用促進（各部局ごとに7月24日を含む2日以上をテレワーク・デイズに定める）
- ・ 業務効率化にかかる職員提案の募集
- ・ 家族の行事等に合わせた計画的な休暇取得や「男の産休」の周知など、休暇取得の一層の促進

## ○ 各職場単位における主な取組

- ・ 退庁予定時刻の「見える化」（国家安全保障局、内閣官房副長官補(内政・外政)、内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当))
- ・ 定時退庁日における職員の退庁状況を室内会議で共有（内閣情報調査室）
- ・ 部局内会議等を通じ、業務スケジュールの共有化等（内閣総務官室、内閣広報室）
- ・ 休暇予定表を共有し、計画的年次休暇の取得の促進（内閣総務官室、内閣広報室）
- ・ ゆう活実施期間中は、原則、全職員の勤務時間を1時間早める（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当））
- ・ 各省庁に対する作業依頼の見直し・省略化（内閣官房副長官補（内政・外政））
- ・ ペーパーレスによる会議・幹部レクの実施（内閣人事局）
- ・ 紙資料の電子的保存・不要な紙資料の廃棄推進。執務環境の見直しを行う集中時間の設定（内閣人事局）
- ・ 任意参加の「ゆう活イベント」や各課の取組を発表・審査する「働き方改革コンテスト」等の開催（内閣人事局）
- ・ 働きやすさに関するアンケートの実施及び「目安箱」の設置（内閣人事局）

## ○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：平成30年7月及び8月（各部局等の判断において、6月から実施することも可）
- ・ 実施概要等：職員の希望や業務状況に応じて、実施日を職員個人単位で設定し、実施  
例：期間中毎週2日以上、1か月ごとに10日以上、期間を通して20日以上等